

令和3年度(2021年度) 自動車税種別割のグリーン化税制について

グリーン化税制とは、既存の税制を環境配慮型に変えることをいい、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）による地域環境汚染の社会問題化、地球温暖化の進展、加えて環境汚染に係る自動車のかかわりの大きさを考慮して、自動車環境対策の観点から、地方税の自動車税種別割に盛り込まれた制度です。概要は以下のとおりです。

1 環境負荷の小さい自動車は、税率が軽減されます。(初回新規登録の翌年度の1年間のみ)

平成31年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)までに初回新規登録した自動車

特 例 対 象 車		税率	軽減される期間
電気自動車(燃焼電池自動車を含む) プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車※1 クリーンディーゼル乗用車※2		概ね75%軽減	初回新規登録の 翌年度(1年間)分 のみ軽減
(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減達成 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成	かつ		
		概ね50%軽減	
*本対象には、本基準を満たすハイブリッド自動車を含む			

※1 天然ガス自動車は、平成30年規制適合又は平成21年天然ガス車基準より10%以上低減レベルの自動車

※2 クリーンディーゼル乗用車は、平成30年規制適合又は平成21年排出ガス規制に適合したもの

令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)までに初回新規登録した自動車

特 例 対 象 車		税率	軽減される期間	
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 ※		概ね75%軽減	初回新規登録の 翌年度(1年間)分 のみ軽減	
ガソリン車 LPG車	(★★★★) 平成30年排出ガス 基準50%低減 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減 達成車	令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成		概ね75%軽減
		令和12年度燃費基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成		概ね50%軽減
ディーゼル車	平成30年排出 ガス基準適合 又は 平成21年排出 ガス基準適合	令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成		概ね75%軽減
		令和12年度燃費基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	概ね50%軽減	

※ 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車

2 環境負荷の大きい自動車は、税率が上乗せ(重課)されます。

令和3年度(2021年度)の自動車税種別割

特 例 対 象 車	特例対象車の 初回新規登録の時期	車種	税率	重課の期間
ガソリン・ LPG車	初回新規登録から 13年 を 経過した自動車	平成20年(2008年) 3月31日 以前	バス、トラック 概ね10% 上乗せ	重課となった年度 から抹消登録さ れるまで
			バス、トラック以 外 概ね15% 上乗せ	
ディーゼル車	初回新規登録から 11年 を 経過した自動車	平成22年(2010年) 3月31日 以前	バス、トラック 概ね10% 上乗せ	
			バス、トラック以 外 概ね15% 上乗せ	

※ 電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車は重課の対象となりません。

詳細については、熊本県自動車税事務所(TEL096-368-4020)にお問い合わせください。